

MATSUE 起業エコシステム開発支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、MATSUE 起業エコシステムコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が交付する MATSUE 起業エコシステム開発支援金（愛称：MIX エール Fund）（以下「支援金」という。）について必要な事項を定め、起業前後の挑戦者による新規性・独自性などの要素を有する事業の創出並びに製品の開発及び事業化を支援し、松江市における新たな産業の創出及び起業の促進を図ることを目的とする。

(支援金の構成)

第2条 支援金は、次に掲げる支援金により構成する。

- (1) 試作準備支援金（愛称：ファーストエール）
- (2) 事業化推進支援金（愛称：ファイナルエール）

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 試作準備支援金

事業アイデアを具体化し、試作品又はサービスの初期開発を行うための取組を支援するものをいう。

- (2) 事業化推進支援金

試作品又はサービスを有する者が、その事業化に向けて検証、改良等を行い、社会実装や事業化につなげるための取組を支援するものをいう。

- (3) 採択事業者

この要綱に基づき、支援金の交付決定を受けた者をいう。

(交付対象者)

第4条 支援金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 別紙1に定めるコンソーシアムが実施する又はコンソーシアム構成団体が主催し、コンソーシアムが共催する起業支援プログラムを受けた者
- (2) 前号に定める起業支援プログラムを修了した日を含む年度の末日から3年以内に申請する者
- (3) 松江市内において事業を実施し、又は実施する具体的な計画を有する者

2 試作準備支援金の対象者は、起業前又は起業後1年以内の者とする。

3 事業化推進支援金の対象者は、起業前又は起業後2年以内の者とする。

(交付対象事業)

第5条 支援金の対象となる事業は、新規性・独自性、成長性・市場性、実現可能性の要素を有し、製品又はサービスとして新たな価値の創出が見込まれるものとする。

2 既存の事業形態の範囲にとどまる事業は、対象としない。

(交付対象外)

第6条 前条の規定に関わらず、申請者又は交付対象事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が関与しているとき
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的としているとき
- (3) 公序良俗に反する活動又は事業であるとき
- (4) 公衆の安全及び衛生に十分な配慮がなされていない事業であるとき
- (5) 特定の個人、法人又は団体のみを対象とする事業であるとき
- (6) 知的財産権等について第三者の権利侵害のおそれがある事業であるとき
- (7) 市税を滞納している者であるとき
- (8) 松江市外に居住する者にあつては、居住地の市町村税を滞納している者であるとき
- (9) その他会長が適当でないと認めるとき

(交付対象経費)

第7条 支援金の交付対象となる経費は、試作品又はサービスの開発及び社会実装や事業化に直接必要な経費とし、事務所の賃借料その他の維持管理に要する経費、汎用的な消耗品費及び事務経費その他間接的な経費は含まないものとする。

2 前項の経費は、次に掲げる区分に該当するものとする。

- (1) 設計・デザインに係る経費
- (2) 試作・開発に係る経費
- (3) 検証・実証に係る経費
- (4) その他会長が必要と認める経費

(支援金の額)

第8条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。ただし、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 試作準備支援金 10万円
- (2) 事業化推進支援金 50万円

(交付申請)

第9条 支援金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

(1) 試作準備支援金

ア 開発支援金交付申請書兼請求書

イ 試作計画書

(2) 事業化推進支援金

ア 開発支援金交付申請書兼請求書

イ 事業化計画書

(交付の決定及び通知)

第10条 会長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定する。

2 試作準備支援金の審査は書面により行う。

3 事業化推進支援金の審査は、書面審査及びプレゼンテーション審査により行う。

4 審査は、新規性・独自性、成長性・市場性、実現可能性の観点を踏まえ総合的に判断する。

5 会長は、審査に当たり、必要に応じてコンソーシアムの構成団体に助言を求めることができる。

6 会長は、第1項の規定により交付の可否を決定したときは、申請者に通知するものとする。ただし、交付しないことを決定したときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(支援金の支払)

第11条 支援金は、交付決定後、速やかに支払うものとする。

(実施期間)

第12条 交付対象事業の実施期間は、交付決定の日から1年以内とする。

(事業の実施及び報告)

第13条 採択事業者は、交付対象事業の遂行状況について、会長の求めに応じ報告しなければならない。

(変更等の届出)

第14条 採択事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき

(2) 交付対象事業を中止し、又は中断するとき

(実績報告等)

第15条 採択事業者は、交付対象事業の終了後、速やかに会長に対し、実績を報告しなければならない。

2 前項の報告には、支出の内容を確認できる書類を添付するものとする。

3 採択事業者は、支援金に余剰が生じたときは、これを返還しなければならない。

4 採択事業者は、経験及び知見の共有に資するため、事業の成果及び取組の過程について、コンソーシアムが実施する取組において報告するものとする。

(採択事業者の責務)

第16条 採択事業者は、交付対象事業の実施に当たり、事故、苦情その他の問題が生じたときは、自らの責任において誠実に対処しなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 会長は、採択事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により交付決定を受けたとき

(2) この要綱の規定に違反したとき

(3) その他会長が適当でないと認めるとき

2 会長は、前項の規定により取消しを行ったときは、書面によりその旨を通知するものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。